

○昭和46年度における阪神水道企業団恩給条例 の規定による恩給の年額の改定に関する条例

制 定 昭和46年12月14日条例第4号

(恩給条例の規定による恩給の年額改定)

第1条 昭和35年3月31日以前に退職し、若しくは死亡した阪神水道企業団恩給条例(昭和25年12月条例第47号。以下「恩給条例」という。)上の吏員又はこれらの者の遺族に給する恩給条例の規定による退隠料、増加退隠料又は遺族扶助料(以下「退隠料等」という。)については、その年額(増加退隠料にあつては、恩給条例第31条第2項の規定による加給の年額及び遺族扶助料にあつては、恩給条例第39条第3項の規定による加給の年額を除く。以下同じ。)を次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、増加退隠料については、その年額が恩給法の例により算出して得た額を下ることはない。

- (1) 昭和46年1月分から同年9月分までにあつては、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表第1の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、恩給条例の規定によつて算出して得た年額
- (2) 昭和46年10月分以降にあつては、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表第2の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、恩給条例の規定によつて算出して得た年額

2 前項の規定は、昭和35年4月1日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。)した吏員又はその者の遺族で、昭和45年度における阪神水道企業団恩給条例の規定による恩給の年額の改定に関する条例(昭和45年12月条例第5号。)第1条第2項の規定により退隠料等の年額を改定されたものに給する退隠料等の年額について準用する。

(職権改定)

第2条 この条例の規定による恩給年額の改定は、企業長が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

-197/3/22- 第9章 昭和46年度における阪神水道企業団恩給条例
の規定による恩給の年額の改定に関する条例

別表 1

恩給年額の 計算の基礎 となっている 給料年額	仮定給料年額	恩給年額の 計算の基礎 となっている 給料年額	仮定給料年額	恩給年額の 計算の基礎 となっている 給料年額	仮定給料年額	恩給年額の 計算の基礎 となっている 給料年額	仮定給料年額
円 162,500	円 165,800	円 341,400	円 348,400	円 740,700	円 756,000	円 1,511,700	円 1,543,000
166,900	170,400	349,600	356,900	760,700	776,400	1,539,800	1,571,600
170,800	174,400	360,600	368,100	801,100	817,600	1,596,600	1,629,600
176,400	180,000	371,200	378,800	841,500	858,900	1,650,400	1,687,600
179,700	183,400	392,400	400,500	849,600	867,100	1,681,500	1,716,300
186,000	189,800	397,900	406,100	881,600	899,900	1,710,400	1,745,800
195,000	199,000	414,000	422,600	922,100	941,200	恩給年額の計算の基 礎となっている給料年 額が162,500円未満の場 合、又は1,710,400円を 超える場合においては、 その年額に1.0207を乗 じて得た額（その額に 50円未満の端数がある ときはこれを切り捨て、 50円以上100円未満 の端数があるときは、 これを100円に切り上げ るものとする。）を仮定 給料年額とする。	
204,500	208,700	435,500	444,600	962,700	982,600		
213,700	218,100	459,400	468,900	1,002,800	1,023,500		
223,300	227,900	471,400	481,200	1,028,100	1,049,400		
232,600	237,400	483,000	493,000	1,055,200	1,077,000		
242,100	247,100	499,700	510,000	1,107,300	1,130,200		
248,200	253,300	509,300	519,800	1,159,900	1,183,900		
254,100	259,400	537,600	548,700	1,186,400	1,210,300		
261,100	266,500	551,600	563,000	1,212,000	1,237,100		
271,000	276,600	566,200	577,900	1,264,200	1,290,400		
279,400	285,200	594,400	606,700	1,288,100	1,314,800		
287,400	293,400	622,900	635,800	1,316,400	1,343,700		
297,000	303,100	630,300	643,400	1,368,700	1,397,000		
306,800	313,100	653,800	667,300	1,425,600	1,455,100		
317,300	323,900	687,200	701,400	1,454,900	1,485,000		
328,000	334,800	720,300	735,200	1,482,600	1,513,300		

別表2

恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円	円	円	円	円	円	円
162,500	179,700	341,400	377,700	740,700	819,500	1,511,700	1,672,600
166,900	184,700	349,600	386,900	760,700	841,600	1,539,800	1,703,600
170,800	189,000	360,600	399,000	801,100	886,300	1,596,600	1,766,500
176,400	195,100	371,200	410,600	841,500	931,000	1,653,400	1,829,400
179,700	198,800	392,400	434,100	849,600	939,900	1,681,500	1,860,500
186,000	205,700	397,900	440,200	881,600	975,500	1,710,400	1,892,400
195,000	215,700	414,000	458,100	922,100	1,020,300	恩給年額の計算の基礎となっている給料年額が162,500円未満の場合、又は1,710,400円を超える場合においては、その年額に1.1064を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）を仮定給料年額とする。	
204,500	226,200	435,500	481,900	962,700	1,065,100		
213,700	236,400	459,400	508,300	1,002,800	1,109,500		
223,300	247,000	471,400	521,600	1,028,100	1,137,500		
232,600	257,300	483,000	534,400	1,055,200	1,167,500		
242,100	267,900	499,700	552,800	1,107,300	1,225,100		
248,200	274,600	509,300	563,500	1,159,900	1,283,300		
254,100	281,200	537,600	594,800	1,186,400	1,312,600		
261,100	288,900	551,600	610,300	1,212,000	1,341,000		
271,000	299,800	566,200	626,400	1,264,200	1,398,800		
279,400	309,200	594,400	657,700	1,288,100	1,425,200		
287,400	318,000	622,900	689,200	1,316,400	1,456,600		
297,000	328,600	630,300	697,400	1,368,700	1,514,300		
306,800	339,400	653,800	723,400	1,425,600	1,577,300		
317,300	351,100	687,200	760,300	1,454,900	1,609,700		
328,000	362,900	720,300	797,000	1,482,600	1,640,400		